

# 第 1 回 農業委員会委員の定数等検討委員会

と き：平成 1 5 年 1 2 月 2 1 日(日)

午後 1 時 3 0 分 ~

ところ：築館合同庁舎 2 階第 5 会議室

## 次 第

委嘱状交付

1 開 会

2 挨拶 栗原地域合併協議会長

3 役員の選出

委員 長 ( )

副委員長 ( )

4 案 件

1 ) 委員会開催スケジュールについて

2 ) 農業委員会委員の定数等の検討について

3 ) その他

4 閉 会

農業委員会委員の定数等検討委員会委員名簿

	区 分			区 分	
	関係町村の農業委員会会長			第7条第1項第2号・第3号委員	
1	さ とう りゅう こう 佐 藤 龍 光	築館	11	はせがわ あつ こ 長谷川 厚 子 (学経)	築館
2	ち ば さとし 千 葉 聡	若柳	12	み うら てつ や 三 浦 徹 也 (学経)	若柳
3	すず き ゆき お 鈴 木 征 夫	栗駒	13	ち ば ひさし 千 葉 久 (議会)	栗駒
4	たけ だ くに ひこ 武 田 邦 彦	高清水	14	さ とう ゆき お 佐 藤 幸 生 (議会)	高清水
5	もん でん まさし 門 傳 仁	一迫	15	やま むら きくお 山 村 喜久夫 (学経)	一迫
6	さ とう けん いち 佐 藤 健 一	瀬峰	16	さ さ き ゆき お 佐々木 幸 男 (議会)	瀬峰
7	たか はし つぎ お 高 橋 次 男	鶯沢	17	おお うち あきら 大 内 朗 (議会)	鶯沢
8	すが わら ひろし 菅 原 博	金成	18	いい だ あきら 飯 田 明 (学経)	金成
9	いし かわ あき お 石 川 秋 男	志波姫	19	しろ とり かず ひこ 白 鳥 一 彦 (学経)	志波姫
10	ち ば ゆき お 千 葉 幸 雄	花山	20	ちゅう ばち たい いち 中 鉢 泰 一 (議会)	花山

## 農業委員会委員の定数等検討委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第12条の規定に基づき、農業委員会委員の定数等に関する検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、協議会の求めに応じ、合併後の農業委員会委員の定数等について必要な調査、検討を行い提言する。

### (組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、会長が委嘱する。

- (1) 関係町村の農業委員会会長10名
  - (2) 合併協議会規約第7条第1項第2号委員5名
  - (3) 合併協議会規約第7条第1項第3号委員5名
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言がなされた日までとする。

### (委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

### (報酬及び費用弁償)

第7条 委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用するものとする。

### (関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### (委任)

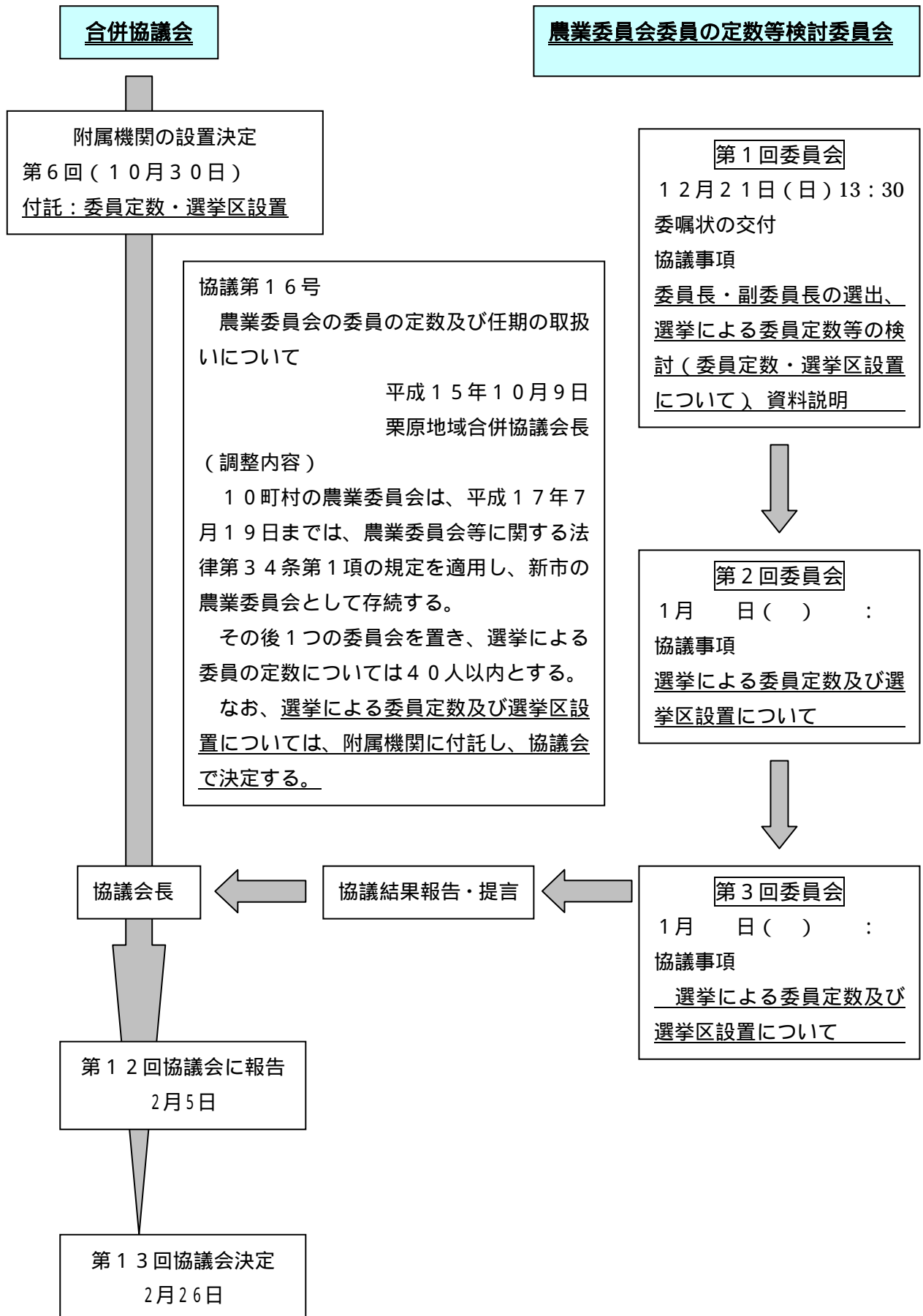
第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

# 農業委員会委員の定数等検討委員会スケジュール

平成15年12月21日現在



農業委員会委員の定数等検討委員会資料

栗原郡内10町村の現況																						
項目	築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鷺沢町		金成町		志波姫町		花山村		計	
1. 農業委員の定数																						
委員の構成	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数
・選挙による委員	10	10	12	11	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	108	107
・法12条1号委員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
・法12条2号委員	5	2	5	2	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	2	5	2	5	1	50	14
計	17	14	19	15	19	15	17	13	17	13	19	15	17	13	17	14	19	16	17	13	178	141
2. 農業委員会委員の任期																						
・改選日	平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成13年4月1日		平成14年7月20日		平成14年7月20日		平成15年4月1日		平成14年7月20日		平成14年7月20日			
・任期満了日	平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成16年3月31日		平成17年7月19日		平成17年7月19日		平成18年3月31日		平成17年7月19日		平成17年7月19日			
3. 農業委員会選挙委員の定数基準																						
・区域面積 (ha)	6,369		5,256		24,436		2,345		8,758		2,928		3,723		7,845		3,088		15,890		80,638	
・農地面積 (ha)	2,280		2,730		3,460		1,080		2,430		1,400		614		2,300		2,060		431		18,785	
・基準農業者数 (10a以上耕作者)																						
選挙人名簿登録世帯数	1,310		1,697		2,080		650		1,428		588		434		1,314		1,145		278		10,924	
農業生産法人数	1		0		5		1		3		0		0		1		1		0		12	
基準農業者数計	1,311		1,697		2,085		651		1,431		588		434		1,315		1,146		278		10,936	
・被選挙人人数	3,664		4,280		5,203		1,729		3,516		1,713		1,397		3,964		2,825		756		29,047	

農地面積：宮城県農林水産統計年報（平成14年） 基準農業者数：各町村農業委員会調べ

## 農業委員会委員の定数等検討委員会資料

### 〔農業委員会の設置〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）  
（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

### 〔選挙による委員の定数〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）  
（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）  
（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区	分	定数の基準
1	（1）その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 （2）10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

### 〔選挙権、被選挙権〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）  
（委員の選挙権、被選挙権等）

第8条 農業委員会の区域内に住所を有する下記に掲げる者で年齢20年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- 一 都府県にあっては10アール、北海道にあっては30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- 二 前号の者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）
- 三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。）の組合員、社員又は株主（その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）

2 前項の年齢は、選挙権については選挙人名簿確定の期日、被選挙権については選挙の期日により算定する。

3 第一項第一号の農地の面積は、土地登記簿の地積のある農地にあっては、当該地積（農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積）とし、土地登記簿の地積のない農地にあっては、農業委員会が定めた面積とする。

### 〔選挙以外の委員〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）  
（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 一 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人
- 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

### 〔選挙区〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）  
（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）  
（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

### 〔任期〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）  
（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。